

令和2年第3回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和2年5月8日 開会

令和2年5月8日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第3回奈井江町議会臨時会

令和2年5月8日（金曜日）

午前 9時59分開会

午前10時10分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）の専決処分
の承認を求めることについて
- 第 4 議案第3号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条
- 第 5 議案第2号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司								
副町	長	碓井直樹								
教	育	長 相澤公								
企	画	財	政	課	参	事	小澤克則			
総	務	課	長	辻脇泰弘						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横山誠
町	民	生	活	課	長	馬場和浩				
建	設	環	境	課	長	大津一由				
産	業	観	光	課	長	石塚俊也				
保	健	福	祉	課	長	鈴木久枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松本正志	
町	立	病	院	事	務	長	杉野和博			
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	田野義美	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻脇真理子	

代表監査委員 中野 浩 二

農業委員会会長 千徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 滝本 静

議会庶務係長 東藤 美妃代

（9時59分）

開会

●議長

臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第3回臨時会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の臨時会につきましても、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、議場出入り口を開放したまま会議を進めさせていただきますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、遠藤議員、5番、石川議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、専決事項は、令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出それぞれ5億4,257万円を追加し、総額をそれぞれ51億7,316万6,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策として実施する特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金に係る経費で、国の補正予算が可決した4月30日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

7ページにわたる2款1項1目の一般管理費では、特別定額給付金に要する経費では、国民1人当たり、一律10万円の現金給付を実施するため、交付金5億3,000万円のほか、会計年度任用職員の報酬、職員の時間外勤務手当などの事務費を計上し、あわせて5億3,754万2,000円を追加計上しております。

8ページにわたります3款2項2目の児童措置費では、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費で、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を6月支給分に加算して支給するため、交付金489万円のほか、時間外勤務手当、消耗品費

等の事務費を計上し、合わせて502万8,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

14款2項の国庫補助金では、今ほど説明いたしました歳出に係る国からの補助金5億4,241万4,000円を追加計上。

20款5項1目の雑入では、会計年度任用職員の社会保険料15万6,000円を追加計上しております。

なお、特別定額給付金の今後のスケジュールについてであります。5月15日に申請書の発送を行い、18日から受付を開始、22日から給付金の振り込みを開始する予定で今準備を進めてございます。

また、オンライン申請については、5月11日から開始予定としております。

以上、補正予算の概要についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いを申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第3号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書17ページをお開きください。

議案第3号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」、特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。令和2年5月8日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む姿勢の一環として、令和2年6月における特別職の期末手当の支給額について、町長は10%、副町長及び教育長は8%の削減を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第5、議案第2号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書10ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ2,221万2,000円を追加し、総額をそれぞれ51億9,537万8,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るものであります。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、15ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金に要する経費として、町独自で実施をする単独事業として、2,260万円を追加計上しております。

この内訳につきましては、北海道の休業等の要請に協力した店舗等に対し、一律10万円の上乗せ支給する交付金として、26事業者を想定し、260万円を計上。

感染拡大の影響により、一月の売り上げが、前年同月比50%未満、20%以上減少している事業者に対する支援として、一律10万円の交付で100事業者を見込み、1,000万円を計上しております。

さらには、一定の収束の状況下における地元商店街等の消費拡大に向けた取り組みに対する支援金1,000万円を追加計上しております。

なお、事業の詳細については、今後、商工会等と検討を進めてまいります。

今回の補正予算では、以上の経費には一般財源を充当しておりますが、国からは5月1日付で、地方創生臨時交付金の地方単独事業分として、交付限度額6,424万円の内示を受けております。4月27日に議決をいただいた関係予算のほか、さらに追加事業の内容を検討し、5月中に実施計画をまとめた上で、改めて当該交付金の充当を検討してまいりたいと考えております。

12款1項1目の職員給与費では、今ほどご決定をいただきました特別職の6月支給期末手当について、38万8,000円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差、2,221万2,000円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和2年奈井江町議会第3回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(10時10分)